

北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書

北朝鮮が日本人の拉致を初めて認めた 2002（平成 14）年 9 月の日朝首脳会談以降、5 名の拉致被害者とその家族の帰国は実現したものの、いまだ政府認定の 12 名をはじめとする拉致被害者が北朝鮮に残されたままである。

これまで、北朝鮮は、我が国の主権ならびに日本国民の生命・安全に関わる拉致問題について、極めて不誠実な態度をとり続けてきた。

2008（平成 20）年 8 月には、日朝実務者協議における合意に基づき、一旦は北朝鮮が拉致被害者に関する全面的な調査を行うこととなったが、北朝鮮からの一方的な通報により、合意事項が実施されない状況が続いている。

このような状況の中、2018（平成 30 年）6 月の米朝首脳会議において、トランプ大統領によって日本人拉致問題が提起された。しかしながら、問題解決への期待は高まったものの、それ以降の進展はなく、解決への道筋はいまだ見えていない。

北朝鮮による日本人拉致問題は、我が国に対する重大な主権侵害かつ許し難い人権侵害であり、国の責任において解決すべき喫緊の課題あることは言うまでもない。また、拉致事件の発生から既に 40 年以上が経過しており、拉致被害者およびその家族の置かれている状況を踏まえると、これ以上時間を費やすことは許されない。

よって国会および政府におかれては、全ての拉致被害者の早期帰国の実現のため、北朝鮮による人権の侵害をさらに一層世界に広く訴え、強固な国際連携の下に、北朝鮮政府に拉致被害者の再調査を強く求めるなど、拉致問題の解決に向け全力で取り組むよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 30 年 12 月 17 日

大阪府和泉市議会

内閣総理大臣、内閣官房長官、拉致問題担当大臣
外務大臣、法務大臣、衆議院議長、参議院議長 殿